

香美町下水道事業経営戦略 (令和2年度改定)

団 体 名 : 兵庫県香美町

事 業 名 : ①公共下水道事業、②特定環境保全公共下水道事業、③農業集落排水事業、④漁業集落排水事業
⑤小規模集合排水処理事業、⑥個別排水処理事業、⑦コミュニティプラント事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月 (令和2年度改定)

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 令和 8 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成元年度 (28年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適(全部適用)
処理区域内人口密度	25.5人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	1. 集合処理区:21処理区(公共下水道事業:1処理区、特定環境保全公共下水道事業:7処理区、農業集落排水事業:5処理区、漁業集落排水事業:1処理区、小規模集合排水処理事業:2処理区、コミュニティプラント事業:5処理区) 2. 個別処理区:4地区(大槻、三川、土生、本見塚)		
処 理 場 数	1. 集合処理区:21処理場(公共下水道事業:1処理場、特定環境保全公共下水道事業:7処理場、農業集落排水事業:5処理場、漁業集落排水事業:1処理場、小規模集合排水処理事業:2処理場、コミュニティプラント事業:5処理場) 2. 個別処理区:合併浄化槽27基		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	1. 他の事業との統廃合による「最適化」 農業集落排水事業の1処理区(長井南)とコミュニティプラント事業の1処理区(長井北)を公共下水道事業の香住処理区に統合する予定であり、平成33年度末供用開始を目指している。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	【1か月あたりの使用料体系】 ・10m ³ まで(定額) 1,800円 ・10m ³ を超え200m ³ まで 237円/m ³ ・200m ³ を超え500m ³ まで 252円/m ³ ・500m ³ を超え 260円/m ³	【考え方】 ・使用料体系については累進制を採用し、全体として緩やかな累進率を採ることで、大量使用者についても配慮している。 ・平成20年度から計3回の改定を経て全町域統一使用料となっている現行の体系を、今後も継続する予定である。																						
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	同上																							
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	同上																							
条 例 上 の 使 用 料 *2 (20m ³ あたり) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">平成25年度</td> <td>香住区・小代区</td> <td>3,969 円</td> </tr> <tr> <td>村岡区</td> <td>4,378 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">平成26年度</td> <td>4,503 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">平成27年度</td> <td>4,503 円</td> </tr> </table>	平成25年度	香住区・小代区	3,969 円	村岡区	4,378 円	平成26年度		4,503 円	平成27年度		4,503 円	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">平成25年度</td> <td>香住区・小代区</td> <td>4,320 円</td> </tr> <tr> <td>村岡区</td> <td>4,880 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">平成26年度</td> <td>4,860 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">平成27年度</td> <td>4,980 円</td> </tr> </table>	平成25年度	香住区・小代区	4,320 円	村岡区	4,880 円	平成26年度		4,860 円	平成27年度		4,980 円
平成25年度	香住区・小代区		3,969 円																					
	村岡区	4,378 円																						
平成26年度		4,503 円																						
平成27年度		4,503 円																						
平成25年度	香住区・小代区	4,320 円																						
	村岡区	4,880 円																						
平成26年度		4,860 円																						
平成27年度		4,980 円																						

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	<p>職員数は8名で、内訳は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課長・・・1名(給与費0.5) ・管理係・・・主幹:1名、主査:1名 ・施設係・・・主幹:2名、主査:1名 ・管理係(村岡地域局)・・・主査:1名 <p>※「(給与費0.5)」の職員については、上半期における給与費を水道事業企業会計より支弁する。</p>
事業運営組織	<p>本町の下水道事業は上下水道課が所管している。</p> <p>上下水道課は、水道事業及び下水道事業の効率的な運営に資することを目的として、平成20年度に水道課と下水道課を統合し、設置された組織である。</p>

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	<p>次の業務について、仕様規定による民間委託を継続する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 処理場、ポンプ場及びマンホールポンプ場(管渠施設の一部)の運転管理 2. 消防設備等の点検業務 3. 各処理場から発生する脱水汚泥、濃縮汚泥等の運搬業務
	イ 指定管理者制度	当該制度を活用する予定はない。
	ウ PPP・PFI	当該制度を活用する予定はない。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	エネルギー利用を行う予定はない。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	未利用土地・施設はない。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

別紙「経営比較分析表」のとおり。

2. 経営の基本方針

下水道事業は、地方公共団体の財政運営に与える影響が大きいことから、長期的に安定した事業運営を進めるためには、経営基盤の強化による経営の健全化が重要である。

については、次の事項を本計画における経営の基本方針とし、経営基盤の強化、経営の健全化に努めるものとする。

【接続率の向上に向けた取組を強化し、下水道使用料の確保に努めます】

本町の下水道事業は、昭和61年に大笹処理区(特定環境保全公共下水道)で着手以降、順次整備を行い、平成27年度末における整備率は100%(浄化センター21か所、下水道管約250km、合併浄化槽(個別排水事業)27基)、接続率は74.8%となっている。

接続率は、前年度73.5%と比較して1.3ポイント増加したが、目標であった平成27年度末接続率78%を大きく下回っている。また、平成16年3月の供用開始以来13年が経過している香住処理区(公共下水道)の接続率は52.6%で、他の処理区の接続率を大きく下回り、接続率の伸び率も鈍化している。

については、接続率向上に向けた取組を強化し、下水道事業の目的である公共用水域の水質保全と生活環境の向上はもとより、自主財源である下水道使用料の確保に努めるものとする。

【下水道施設について、最小限の経費による機能の保全に努めます】

大笹浄化センターは、平成2年1月の供用開始以来28年が経過しているが、これまで、機械電気設備のオーバーホール等による機能保全に努めるとともに、修繕費を最小限に抑制してきたところであり、計画期間中も同様の取組を継続するものとする。

また、他の浄化センターにおいても、平成9年3月から平成16年3月の間の供用開始以来13年～20年が経過しているが、計画期間中は、適宜、オーバーホール等による機能保全に努めるとともに、修繕費を最小限に抑制する取り組みを進めるものとする。

各浄化センター及びマンホールポンプ場において、上記の取組を進めても機能保全等が困難となる場合は、機能保全のために必要となる最小限の更新工事を実施する。

下水道管については、事業計画に基づく主要な幹線の点検を行うこととし、具体的には、マンホール内からの管内目視若しくは管口テレビカメラを用いる方法により、機能保全に努めるものとする。

数値目標及び目標年限

項目	数値目標	目標年限	概要
接続率	84.5%	令和8年度	接続率向上に向けた取組を強化し、下水道使用料の確保に努める。
経費回収率	100%以上		接続率向上に向けた取組を強化するとともに、最小限の経費による機能の保全に努める。
使用料単価	150円/㎡(税抜)以上		国が示す使用料単価の目安水準である150円/㎡を大幅に超えている(令和元年度決算 233円/㎡)ことから、当面は下水道使用料の改定は行わず、接続率の向上による使用料収入の確保に努める。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

【耐震診断】

特定環境保全公共下水道事業により整備した7つの浄化センターのうち、平成28年度末現在で耐震基準が「レベル2」を満たしていない(平成9年度以前に設計された)3つの浄化センター(村岡、射添、大笹)について、平成29年度に耐震診断を実施する。

【統合整備】

下水道施設の維持管理経費削減等の目的で平成24年度に実施した「下水道統廃合等検討業務」報告書に基づき、公共下水道事業により整備した香住処理区に、長井北処理区(コミプラ)、長井南処理区(農集)を統合(区域拡大)し、令和3年度末(令和4年度)に供用を開始する。

・実施時期等・・・

平成28年度～平成30年度:公共下水道事業に係る事業認可の変更、生活排水処理計画の変更、廃止となる2つの浄化センターに係る財産処分手続き等

平成31年度:汚水管渠等実施設計

令和2年度～令和3年度:汚水管渠工事(φ100～150mm L=2,500m)、マンホールポンプ場整備工事(4か所)、機械設備等撤去工事(廃止となる2処理場)

【汚水管渠整備】

公共下水道事業の香住処理区において未整備となっている区域において、次のとおり、汚水管渠整備工事を実施する。

・香住区山手(若松)地内・・・実施時期:令和4年度、施工概要:汚水管渠整備φ150～200mm L=1,400m

・香住区矢田、七日市地内・・・実施時期:平成31～令和4年度、施工概要:汚水管渠整備(新矢田橋への橋梁添架)φ200mm L=約200m、参考事項:矢田橋架け替え工事に合わせて、新矢田橋(兵庫県施工)に、新たに汚水管渠を添架するため、平成29年度に管渠設計業務を実施する。

【機能保全等の計画策定】(令和2年度)

・農業集落排水施設最適整備構想の策定(奥佐津処理区、山田処理区、神場処理区、小代南処理区)

・漁業集落排水施設機能保全計画の策定(鎧処理区)

【マンホールポンプ場無線監視システムデジタル化工事】(令和4年度)

・無線監視システムの通信方式をデジタル方式に変更する必要があるため、当該工事を実施する(柴山処理区、佐津処理区、奥佐津処理区、鎧処理区、安木処理区、余部処理区)。

【浄化センター及びマンホールポンプ場機械電気設備更新工事】(令和元年度～令和8年度)

・機能保全のために必要となる最小限の機械電気設備(水中ポンプ等)の更新工事を実施する(令和元年度以降、毎年30,000千円程度)。

② 収支計画のうち財源についての説明

【財源の目標に関する事項】

計画期間中の毎年度において、現金による(資金移動を伴わない科目を除く)収支が均衡するよう財源を確保することを目標とする。

【使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項】

計画期間中の前半では横ばい、後半では毎年1.0%程度減少する見込みであるが、企業債元金償還金に充てることができる資本費平準化債発行可能額が増加する見込みであることから、使用料の見直しは行わない予定である。なお、使用料の推計では、平成29年度以降の接続件数の増加及び人口の減少による有収水量の増減を勘案している。

資本費平準化債発行可能額は増加する見込みであるが、将来にわたる企業債利息の負担軽減を図ることを目的として、令和2年度以降に発行する資本費平準化債の発行額を2分の1に抑制し、不足することになる資金相当額については、一般会計からの繰入金により充足する。

【企業債に関する事項】

・建設改良費の財源とする企業債は、補助事業を最大限活用することにより、発行額を抑制している。

・資本費平準化債については、将来にわたる企業債利息の負担軽減を図ることを目的として、令和2年度以降の発行額を発行可能額の2分の1に抑制する。資本費平準化債発行額の抑制により不足することになる資金相当額については、一般会計繰入金により充足する。

【繰入金に関する事項】

・一般会計繰入金(基準内分):国の繰出基準に基づいて算出したうえで、財政課と協議を行い、所要額を計上している。

・一般会計繰入金(基準外分):基準内分を収入しても、なお、現金による(資金移動を伴わない科目を除く)収支が均衡するために必要となる資金について、財政課と協議を行い、所要額を計上している。これは、主に、これまでに発行した資本費平準化債の返済に係る経費に充てることにしている。

令和2年度以降は、資本費平準化債の発行を2分の1に抑制することで不足することになる資金を充足するために必要となる資金について財政課と協議を行い、所要額を計上している。

【その他】

これまでし尿処理施設(矢田川クリーンセンター)で処理していたし尿及び浄化槽汚泥を、平成29年度からは香住浄化センター(公共)で受け入れ、共同処理を開始することから、その処理等に係る経費の一般会計負担分について、計画期間中の処理量を勘案し、負担金所要額を計上している。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<p>【職員給与費に関する事項】 職員の異動等を考慮したうえで推計を行い、所要額を計上している。</p> <p>【動力費に関する事項】 令和4年度以降は、統合整備事業(H29～R3)で廃止となる長井北浄化センター(コミプラ)及び長井南浄化センター(農集)に係る動力費を控除している。</p> <p>【薬品費に関する事項】 ・香住浄化センター(公共)における、し尿・浄化槽汚泥の受入開始による脱水汚泥量の増加に伴い、凝集剤等に係る薬品費が増加する見込みである。 ・令和4年度以降は、統合整備事業で廃止となる2つの浄化センターに係る薬品費が減少するが、当該浄化センターで処理していた汚水が香住浄化センターに流入することで香住浄化センターにおける薬品費が増加することになり、統合整備事業による影響はない見込みである。</p> <p>【修繕費に関する事項】 ・経年劣化により、機器等の修繕費増嵩が予想されるが、予防保全に努めることで、修繕費を抑制したいと考えている。 ・処理場における機械電気設備については、運転時間を監視しながらオーバーホールを行い、耐用年数の延命化を図る。 ・污水管渠設備の一部であるマンホールポンプ場機械電気設備については、定期点検、オーバーホール等の軽微な修繕で対応できるよう努める。</p> <p>【委託費に関する事項】 次の業務について、民間委託を実施する。 ・処理場、ポンプ場及びマンホールポンプ場(管渠施設の一部)の運転管理 ・消防設備等の点検業務 ・各処理場から発生する脱水汚泥、濃縮汚泥等の運搬業務</p> <p>【その他】 各浄化センターから排出される脱水汚泥は「クリーンパーク北但」に搬入・処分することになるため、脱水汚泥の処分に係る経費として、北但行政事務組合負担金を計上している。</p>
--

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	各処理区の統廃合による「最適化」については、平成24年度に実施した「下水道統廃合等検討業務」報告書に基づき、今後、関係諸機関との協議を行い、実施時期について検討を進める予定である。
投資の平準化に関する事項	
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	
その他の取組	

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	
資産活用による収入増加の取組について	
その他の取組	

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	浄化センター、ポンプ場及び污水管渠(マンホールポンプ場含む)等の下水道施設の運転管理については、仕様規定による民間委託により実施しているところであるが、今後、包括的民間委託の導入について検討を進めることで、本町の下水道施設の運転管理に有効な手法を選択する予定である。
職員給与費に関する事項	
動力費に関する事項	
薬品費に関する事項	
修繕費に関する事項	
委託費に関する事項	
その他の取組	

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	当該計画の進捗管理や事後検証を適切に行い、その結果等について、香美町公営企業審議会に報告し、見直し等が必要な場合は、各種項目について精査したうえで、当該計画の更新を行う。
---------------------	---